

「医薬品ネット販売訴訟判決」でみる配置薬販売の特質

発行：日本置き薬協会 事務局

医薬品のインターネット販売を行なってきたケンコーコム(株)と(有)ウェルネットが原告となって国を相手に起こしていた行政訴訟、いわゆる「医薬品のネット販売訴訟」で東京地裁は3月30日、原告側の請求を棄却する判決を言い渡した。

判決文は、ネット販売を禁じた省令について「購入者による適切な選択及び適正な使用の確保に資するものであって、一般医薬品の適切な選択及び適正な使用を確保することにより、一般医薬品の副作用による健康被害を防止するという規制目的を達成するための規制手段として、必要性和合理性が認められるべきである」と判断を示している。

また、「配置販売業」あるいは「置き薬」といった直接的な表現ではないものの、「購入時には具体的な使用者が特定されていない家庭内等の常備薬」との表現で、配置販売形態による医薬品販売について、「対面の実効性が失われるものではない」と配置販売の対面販売の実効性を認め、インターネットによる医薬品販売とのあいだで一線を画している。

以下は判決文の該当部分。「なお、実際の使用者が購入者以外の者である場合でも、対面による販売であれば、購入者からの直接の能動的・双方向的な聴取や購入者の様子の視認等を即時・確実に行なうことを通じて使用者を確認し、購入者からの直接の能動的・双方向的な聴取を通じて使用者の属性・状態等を的確に把握して、それに応じた情報提供の要否・内容及び使用の適否の判断を行なうことができるし、購入時には具体的な使用者が特定されない家庭内等の常備薬の場合でも、購入者からの直接の能動的・双方向的な使用が想定される者（本人又は家族等）及びその属性・状態等を的確に把握して、それに応じた情報提供の要否・内容及び使用の適否の判断を行なうことができるのであるから、対面による販売の実効性が失われるものではないのに対して、インターネットによる購入申込みにおいては、使用者自身が購入申込をするとは限らないことは対面販売と同様であるばかりか、使用者と購入者の異同については、基本的に購入者の自己申告の内容を前提とせざるを得ず、その内容の真否を確認することは著しく困難であるから、インターネット販売はこの点でも対面による販売のような実効性を確保し難いといわざるを得ない」

上記の判決文にあるように、置き薬業者は「情報提供の要否・内容及び適否の判断を行うことができる」資質を向上させる努力を、不断に行う義務を課せられている事を再認識させられる事となった。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協